

○近江八幡市屋外広告物条例

令和2年3月23日

条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 広告物等の制限（第7条—第21条）
- 第3章 監督（第22条—第28条）
- 第4章 雑則（第29条—第34条）
- 第5章 罰則（第35条・第36条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 広告物 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、広告旗、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- （2） 掲出物件 広告物を掲出する物件をいう。
- （3） 屋外広告業者 滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下「県条例」という。）第23条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。
- （4） 広告主 広告物若しくは掲出物件（以下これらを「広告物等」という。）を表示し、又は設置することを決定し、自ら又は屋外広告業者その他の事業者（以

下「屋外広告業者等」という。)に委託する等の方法により、当該広告物等を表示し、又は設置する者をいう。

(5) 施設管理者 広告物等が表示され、若しくは設置される土地又は工作物等の所有者、占有者その他当該土地又は工作物等について権原を有するものをいう。

(6) 広告物管理者 広告物等を管理する者をいう。

(広告物等のあり方)

第3条 広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、本市の個性ある美しい風景の形成に寄与するものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、広告主、屋外広告業者等及び市民に対する広告物等に関する啓発、広告主及び屋外広告業者等に対する指導、関係行政機関及び関係団体との協力体制の充実その他の広告物等に関する施策を総合的に推進するものとする。

(広告主等の責務)

第5条 広告主は、この条例を遵守するとともに、広告物等の表示又は設置の委託等をした屋外広告業者等に、この条例を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

2 屋外広告業者等は、広告主と連携し、この条例を遵守しなければならない。

3 広告主、屋外広告業者等及び施設管理者は、市がこの条例の目的を達成するために前条の規定により実施する広告物等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために第4条の規定により実施する広告物等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 広告物等の制限

(禁止広告物等)

第7条 何人も、次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚損し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
 - (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
 - (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
 - (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
 - (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (禁止物件)

第8条 何人も、次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）に広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 街路樹及び路傍樹並びにこれらの支柱
- (3) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 公用又は公共用の石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (6) 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所及び路上変電塔
- (7) 信号機、道路標識、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、駒止め、里程標その他これらに類するもの
- (8) 消火栓、防火水槽及びその防護柵、火災報知機並びに火の見やぐら
- (9) 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの

2 何人も、道路の路面には、広告物を表示してはならない。

3 何人も、電柱、街灯柱その他の電柱の類には、貼り紙、貼り札、立看板、広告旗その他これらに類するものを表示してはならない。

(地域の区分)

第9条 地域の特性に応じた広告物等の規制を図るため、市の地域（以下「市域」という。）を第1種地域から第5種地域までに区分する。

2 第1種地域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区
 - (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物の周囲で市長が特に指定する区域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち市長が特に指定する区域
 - (3) 滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が特に指定する区域及び同条例第34条第1項の規定により指定された地域のうち市長が特に指定する区域
 - (4) 近江八幡市文化財保護条例（平成22年近江八幡市条例第126号）第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が特に指定する区域
 - (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林のある地域のうち市長が特に指定する区域
 - (6) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林のある地域
 - (7) 古墳及び墓地
 - (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第7号に規定する政令で定める公園又は緑地
 - (9) 近江八幡市風景計画（景観法第8条第1項の規定により定められた景観計画をいう。以下「風景計画」という。）に定める水郷風景計画の区域（市長が指定する区域を除く。）
 - (10) 風景計画に定める全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域
- 3 第2種地域は、次に掲げる区域のうち第1種地域、鉄道、軌道、索道及び市長が指定する道路並びにこれらに接続する地域のうち市長が指定する区域を除いた区域とする。

- (1) 風景計画に定める伝統的風景計画の区域
 - (2) 風景計画に定める歴史文化風景計画の区域
 - (3) 風景計画に定める水郷風景計画の区域（市長が指定する区域に限る。）
 - (4) 風景計画に定める全市計画の区域のうち歴史文化風景ゾーン及び街道風景ゾーンの区域
 - (5) 近江八幡市風景づくり条例（平成22年近江八幡市条例第187号）第12条第5項の規定により市長が認定する風景づくり協定の地区
- 4 第3種地域は、次に掲げる区域のうち第1種地域及び第2種地域を除いた区域とする。
- (1) 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域
 - (2) 鉄道、軌道、索道及び市長が指定する道路並びにこれらに接続する地域のうち市長が指定する区域
- 5 第4種地域は、鉄道、軌道、索道及び市長が指定する道路並びにこれらに接続する地域のうち市長が指定する区域で、第1種地域から第3種地域までの区域を除いた区域とする。
- 6 第5種地域は、第1種地域から第4種地域までの区域を除いた区域とする。
- 7 市長は、前5項に掲げる地域のうち、広告物等の表示又は設置について、地域又は場所の特性に応じ、特別な地域（以下「特別地域」という。）を指定することができる。この場合において、市長は、あらかじめ近江八幡市風景づくり条例第32条第1項に規定する近江八幡市風景づくり委員会（以下「風景づくり委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- 8 市長は、第2項から第5項までの規定により区域を指定し、若しくは変更し、又は前項の規定により特別地域を指定し、若しくは変更しようとするときは、その内容を告示するものとする。

（許可）

第10条 市域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（適用除外）

第11条 次に掲げる広告物等については、第8条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件
- (3) 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示し、又は設置する広告物等
- (4) 第8条第1項第4号に規定する景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
- (5) 第8条第1項第9号及び第10号に掲げる物件に、その施設管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (6) 前号に掲げるもののほか、第8条第1項各号に掲げる物件に、その施設管理者が管理上の必要性に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- (7) 前2号に掲げるもののほか、第8条第1項第10号に掲げる物件に表示する広告物で、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
- (8) 公益上必要な施設又は物件に、寄贈者名等を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物等については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するために自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要性に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が、政治活動、学術活動、芸術活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために自己の土地若しくは物件に表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、慣例により一時的に表示し、又は設置する広告

物等

- (5) 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のために当該催物の開催期間中その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
 - (6) 建設工事について表示し、若しくは設置する広告物等で当該工事の期間中に表示されるもの又は工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
 - (7) 人、動物、車両、船舶その他の移動する物に表示する広告物
 - (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
 - (9) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、貼り紙、貼り札その他これらに類する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (10) 表示若しくは設置の日から14日以内に自ら除却する旨並びに責任者の住所、氏名及び連絡先を明示して表示し、又は設置する広告物等
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別な理由によりやむを得ないと認める広告物等
- 3 国又は地方公共団体が表示し、又は設置する広告物等（前2項の規定の適用を受けるものを除く。）については、第8条及び前条の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体は、当該広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、あらかじめその旨を市長に通知しなければならない。
- 4 市長が別に定める公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等（第1項及び第2項の規定の適用を受けるものを除く。）及び国又は地方公共団体の指導に基づき表示する広告物等で、その表示の公益性が高いものについては、第8条及び前条の規定は、適用しない。この場合において、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- （経過措置）

第12条 一の物件が第8条に規定する禁止物件となった際又は第9条に規定する地域の区分に変更があった際現に当該物件又は地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該物件が禁止物件となった日又は当該地域の区分に

変更があった日から3年間は、第8条及び第9条の規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において、当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がなされるまでの間も、同様とする。

(許可の申請)

第13条 第10条の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 許可を受けようとする者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 広告物管理者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名。第17条第1項第2号において同じ。）

(3) その他規則で定める事項

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた広告物等を表示し、又は設置する場合の広告物管理者は、県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(許可の期間及び条件)

第14条 市長は、第10条の規定による許可をする場合においては、許可の期間（以下「許可期間」という。）を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 許可期間は、3年を超えることができない。ただし、市長は、第19条に規定する優良意匠屋外広告物については、6年を超えない範囲で許可期間を定めることができる。

(許可の基準等)

第15条 第10条の規定による広告物等の表示又は設置についての許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物等の表示又は設置が前項の許可の基準に適合しない場合においても、良好な景観に資するものであると認められるとき、又は特にやむを得ないと認められるときは、あらかじめ風景づくり委員会の意見を聴いて許可することができる。

る。

(変更届)

第16条 第10条の許可を受けた者(以下「表示者等」という。)は、第13条第1項第1号及び第2号に規定する事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(表示)

第17条 表示者等は、第10条の許可を受けた広告物等(以下「許可広告物等」という。)の見やすい箇所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 許可番号及び許可期間

(2) 広告物管理者の住所及び氏名

2 前項の規定にかかわらず、許可広告物等に規則で定める許可証票を貼り付けたときは、同項の表示を省略することができる。

(変更及び継続の許可)

第18条 表示者等は、許可広告物等について改装(模様替え及び色彩又は意匠の変更をいう。以下同じ。)又は改造(形状、材料及び構造の変更をいう。以下同じ。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な改装又は改造については、この限りでない。

2 表示者等は、許可広告物等の許可期間の満了後に継続して当該広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、当該許可期間の満了の日の10日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 前項の規定による申請があった場合において、許可期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の許可は、許可期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、第2項の許可がされたときは、その許可期間は、従前の許可期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第13条から前条までの規定は、第1項及び第2項の許可について準用する。

(優良意匠屋外広告物の指定)

第19条 市長は、特に優良な意匠を有し、かつ、素材、規模、色彩及び形態が良好

な景観の形成及び風致の維持に寄与していると認める広告物を、優良意匠屋外広告物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により優良意匠屋外広告物を指定する場合は、あらかじめ風景づくり委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により指定した優良意匠屋外広告物について、滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、その指定を解除することができる。

(管理義務)

第20条 広告主及び広告物管理者は、表示し、又は設置する広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第21条 広告主及び広告物管理者は、表示し、又は設置する広告物等が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める日から起算し10日以内に当該広告物等を除却しなければならない。第12条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

(1) 第14条第1項の許可期間が満了した場合 許可期間が満了した日

(2) 次条の規定により許可が取り消された場合 許可が取り消されたことを知った日

(3) 表示又は設置の必要がなくなった場合 表示又は設置の必要がなくなった日

2 前項の規定により許可広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 監督

(許可の取消し)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条又は第18条第1項若しくは第2項の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 表示者等が次条の規定による市長の命令に従わず、許可広告物等(第18条第1項又は第2項の規定による許可に係る広告物等を含む。)が良好な景観若

しくは風致を著しく害し、又は公衆に対して著しく危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。

(2) 第13条第1項(第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による申請書に虚偽の記載があったとき。

(3) 表示者等が第14条第1項(第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反したとき。

(4) 表示者等が第16条(第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠ったとき。

(5) 表示者等が第17条(第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による表示をしなかったとき。

(違反に対する措置命令)

第23条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物等があるときは、当該広告物等の広告主又は広告物管理者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

(略式の代執行手続)

第24条 市長は、前条の規定による措置を命じようとする場合において、広告主又は広告物管理者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却しようとするときは、5日以上を期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれの顕著なものであり、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、1日を下らない期限を定めることができる。

(違反広告物等である旨の表示等)

第25条 市長は、第23条の規定により措置を命じた場合において、当該命令を受

けた者が期限を経過してもこれに従わないときは、規則で定めるところにより、当該広告物等にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による表示をした場合において、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該命令を受けた者の住所及び氏名並びに当該命令に係る広告物等が表示され、又は設置されている場所その他必要と認める事項を公表することができる。

(広告物等を保管した場合の公示)

第26条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、当該保管する広告物等（以下「保管広告物等」という。）の広告主、所有者、占有者その他広告物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該保管広告物等を返還するため、速やかに次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 保管広告物等の種類及び数量
- (2) 保管広告物等を除却した場所及び日
- (3) 保管広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管広告物等を返還するため必要と認められる事項

- 2 前項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、公示の日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間）、公衆の見やすい場所に掲示することにより行わなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定による公示を行うほか、保管広告物等一覧簿を備え付け、かつ、これを関係者の閲覧に供するものとする。

(保管広告物等の価額の評価及び売却手続)

第27条 法第8条第3項の規定による保管広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該保管広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該保管広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。

- 2 法第8条第3項の規定による保管広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない保管広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる保管広告物等については、随意契約に

より売却することができる。

3 法第8条第3項の条例で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物等 2日

(2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

4 前3項に定めるもののほか、保管広告物等の売却に関し必要な事項は、規則で定める。

(保管広告物等の返還)

第28条 市長は、保管広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を当該保管広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該保管広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第4章 雑則

(立入検査)

第29条 市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、その命じた者に広告物等の存する土地及び建物に立ち入らせ、広告物等を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第30条 広告主又は広告物管理者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(手数料)

第31条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、近江八幡市手数料条例(平成22年近江八幡市条例第83号)の定めるところにより、手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が立看板、広告旗、貼り紙、貼り札その他これらに類する広告物等を表示し、又は設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

(風景づくり委員会への諮問等)

第32条 市長は、次に掲げる場合においては、風景づくり委員会の意見を聴かななければならない。

(1) 第9条の規定による区域を指定し、又は変更しようとするとき。

(2) 第11条第1項及び第2項並びに第15条第1項の規定による基準を定め、又は変更しようとするとき。

2 風景づくり委員会は、広告物等に関する事項について、市長に建議することができる。

(適用上の注意)

第33条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第35条 第23条の規定による市長の除却命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条又は第10条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者

(2) 第18条第1項の規定に違反して許可広告物等の改装又は改造をした者

(3) 第21条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者

(4) 第23条の規定による市長の命令(除却命令を除く。)に違反した者

- 3 第29条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定により、この条例の規定に基づき受けたものとみなされる許可期間は、県条例の規定により許可を受けた期間の満了の日までとする。
- 4 付則第2項の規定の適用を受けて適法に表示し、又は設置されることとなる広告物等であって第15条第1項の基準に適合していないものに係る施行日以後最初に行う第18条第2項の規定による申請（付則第2項の規定により第18条第2項の申請とみなされるものを含む。）及び許可については、第15条第1項の規定にかかわらず、当該広告物等については、継続して県条例の規定を適用することができるものとする。
- 5 前項の規定の適用がある場合において、その広告物等の許可期間の満了の日までに、別に定めるところにより当該広告物等を第15条第1項の基準に適合させる改修、移転、除却その他の措置をとることを記載した計画書の提出があり、市長が適当と認めるときは、第18条第2項の規定は、この条例の施行日から起算して7年を経過するまでの間、適用しない。ただし、当該広告物等の改装又は改造をしようとするとき（同条第1項ただし書に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

(準備行為)

6 第9条の規定による区域の指定並びに第11条第1項及び第2項並びに第15条第1項の規定による基準の設定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。